

しょうばらし み たまひろまさ
広島県庄原市 三玉浩正氏収集文書 目録

(『広島県立文書館 収蔵文書目録』第1集 所収)

広島県立文書館

平成26年(2014)3月

凡 例

1 本目録は、『広島県立文書館 収蔵文書目録』第1集(平成6年3月刊)に掲載された「広島県庄原市 三玉浩正氏収集文書」の目録である。

2 目録の各項目は以下のとおり。

請求番号 本文書群の群番号(198823)と、この項目の記号を組み合わせたものが請求記号になる。

【例】 3 (請求記号)

198823
3

表 題 資料にある原表題をそのまま採った。原表題がないものは、仮題を付けて〔 〕書きとした。内容について補記が必要な場合は、()書きで補った。

年 代 資料に記された作成年月日を探り、推定は()書きとした。

作 成 資料にある作成者名をそのまま探り、資料に授受関係のあるものは で結んで表記した。

形 態 資料の形態を記した。

数 量 資料の点数を記した。

備 考 補記すべき備考があれば、 付きで示した。

3 利用の参考のため、本文書群の解説を冒頭に付した。

解 説

三玉浩正氏収集文書の伝来と概況

三玉浩正氏は古文書などの郷土の歴史資料に深い関心を持っておられる。そのため、折々にいろいろな資料を入手されており、当文書館には2回に分けて寄託された。第1回目は、平成元年1月20日で、中世文書3点。第2回目は、平成4年12月21日で、近世文書15点である。

なお、これらの収集文書の場合、伝来関係を明らかにするのは容易ではない。その困難を承知のうえで、ここでは三玉氏から寄託された中世文書と近世文書の出所について簡単な検討を試みることにする。

中世の3通の文書は年未詳であるが、差出人は戦国大名として知られる毛利輝元と小早川隆景である。したがって、これらの文書は、いずれも戦国時代の後・末期の文書と考えてよい。宛所は「榑崎三河守」・「ならさき」となっており〔3・1・2〕、備後国の有力国衆榑崎氏に比定できる。『閩閩録』巻53の榑崎与兵衛家由緒書では、「榑崎三河守」は榑崎豊景のことを指す。戦国時代の後・末期に、彼はすでに老年の域に達しており、備後国衆を毛利氏方として取りまとめることができる人物であったようである。そのため、毛利氏からも一目置かれていた。では、「ならさき」の場合とはいうと、そのくだけた表現からして、豊景のことではなさそうである。彼の息子の一人に当たるのかもしれない。

萩藩の『閩閩録』は享保11年(1726)12月に完成したが、この資料集には、惣領家である榑崎与兵衛家に当時伝来していた、毛利氏関係の古文書のほとんど収載されていると考えてよい。なぜなら、山口県の萩市郷土博物館には、『閩閩録』に収録されたのとほぼ同じ古文書が1巻の卷子に仕立てられ、架蔵されているから。三玉氏収集の榑崎氏宛の3通の文書は、『閩閩録』の編集以前に、榑崎氏の惣領家の手を離れていたものと推測される。だが、これら3通の文書が、その後どのような運命をたどり、三玉氏の所蔵に帰したのかは全く知るすべもない。

榑崎氏宛の3通の文書の内容は、年頭などの贈答に対する返事であり、取り立てて目新しいものではない。ただ、差出人と宛所に仮名が用いられている、9月23日付けの文書〔3〕は、戦国大名毛利氏と備後国の国衆との関係を考えるうえで注目してよい。このようなくだけた形の返書を認めただのは、毛利輝元の榑崎氏に対する立場が、これまでとは違ってかなり優位にあることを示すからである。

次に、近世文書の15点であるが、これらは三上郡是松村(現在の庄原市是松町)の庄屋の家に伝来したものと一応考えられる。例えば、天保10年(1839)2月の日付を持つ「三上郡是松村御儉約定法被為仰付一同納得印形帳」〔9〕の場合、百姓32名がそれぞれの印形を捺して、庄屋源右衛門ら6名の村役人宛に提出したものであり、まさに庄屋伝来の文書といえる。嘉永2年(1849)5月に書写された「御省略被仰付示シ頭書」〔10〕の表紙にも、「三上郡是松村」と刻んだ角印が5個捺されており、同様に考えることができる。だが、この文書を書写した高屋友平が、当時^{じならしちやう}是松村の庄屋であったか否かは確認できない。文化9年(1812)6月の是松村の地概帳では、「高屋市左衛門」の外に、庄屋和兵衛の名前が見える(『庄原市史』近世文書編、1980年刊)。二冊の文書を書写した高屋友平は、是松村の庄屋でなかった可能性の方が高いように思う。ところで、支配(教化)の頂の他の文書も、村方の支配と密接に関わることが知られるが、単なる状況証拠のみでは庄屋伝来の文書とは断定できない。

なお、問題の三上郡是松村は、広島藩の家老三原浅野氏の給地であった。元和5年(1619)に成った「備後国知行帳」によると、村高は294石を数える。この公的な村高はのちのちまで変わらない。文政8年(1825)に成った『芸藩通志』によると、当時村内には40戸の家があったという。また、この村には深い山がなく、水利はもっぱら溜池に依存していたとされる。

(松井輝昭)

番号	表題	年代	作成	形態	数量
1 中世文書					
3	小早川隆景書状(新春の御慶として、太刀一腰・青銅百足を進らす) 本紙に切封墨引あり、しかも細かく折り畳む、包紙もあり	. 1 . 4	(小早川)隆景 榑崎三河守 (御宿所)	切紙	1 通
1	毛利輝元書状(改年の儀に付、太刀一腰と百足を送り給う、畏れ入る) 本紙に切封墨引あり、包紙の裏書には「右馬頭」と見える	. 1 . 11	(毛利)輝元 榑崎三河守殿 (御返報)	切紙	1 通
2	毛利輝元書状(音信として、文・大櫓二荷・二折を給り、祝着) 裏紙に上書き、切封墨引あり	. 9 . 23	(毛利)てる元 ならさき(まいる御返事)	豎紙	1 通
2 近世文書					
支配(教化)					
11	備後福山騒動之次第奥三上郡書附	享保 3 . 3 .		豎冊	1 冊
9	三上郡是松村御俚約定法被為仰付一同納得印形帳	天保10. 2 .	百姓新右衛門他31名 源右衛門外村役人 5 名	庄屋 豎冊	1 冊
4	万日記覚書	弘化 3 . 12 . 吉		横半	1 冊
7	内評抜録目録 写本	嘉永 2 . 1 .		豎冊	1 冊
8	公裁抜録目録 写本	嘉永 2 . 1 .		豎冊	1 冊
14	宗門檀那請相之掟	嘉永 2 . 2 .	高屋友平(写)	豎冊	1 冊
10	御省略被仰付示シ頭書 表紙に「三上郡是松村」と刻んだ角印 5 個あり	嘉永 2 . 5 .	高屋友平(写)	豎冊	1 冊
12	百姓控往来 写本	嘉永 4 . 6	岩室秀実	豎冊	1 冊
13	濟鐘録 凡例 写し			豎冊	1 冊
15	口達之覚			豎冊	1 冊
典籍類					
5	今川腰越状(今川了俊村愚息仲秋制詞条々、腰越状) 板本	(応永19) 元暦 2 . 6 .	(今川了俊・源義経)大阪北堀 江市之側 和多屋喜兵衛(出)	豎冊	1 冊
18	今川条々〔写〕(「今川了俊制詞」などと呼ぶこともある)	(応永19)	今川了俊	卷子	1 卷
16	東男奇遇系筋巻之五 板本	文化 8 . 3 .	感和亭鬼武(著)・狂画堂芦国 (画)・秋田屋太右衛門外	豎冊	1 冊
6	録内御書 從壹至拾巻 奥二 廿一廿二付録(『立正安国論』他12部の日蓮の著作を収録) 写本			豎冊	1 冊
17	〔欲と無欲の弁〕 板本			豎冊	1 冊